

鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の規定に基づき認定され、現に計画期間内にある鳥取市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地をいう。
- (2) 遊休不動産 空き家、空き店舗等建築物の空き物件及びその敷地、空き地、月極駐車場等の低未利用地をいう。
- (3) リノベーション 鳥取市リノベーションまちづくり構想（平成29年3月策定）に定める古い建物や空間を単に改修するだけではなく、今の時代に適した新しい機能を加えて再生することをいう。
- (4) 事業者 空き店舗、空き家など遊休不動産の施設改修等を行いながらリノベーションの手法を活用して新たな事業に取り組もうとする企業及び個人事業者で鳥取市内に拠点を置くものをいう。
- (5) 遊休不動産等活用検討事業 本市中心市街地に実在する遊休不動産等の利活用促進を目的として、鳥取市が実施する事業をいう。
- (6) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、中心市街地の遊休不動産活用、リノベーションの推進、地域のにぎわい及び景観の保全により地域を活性化させる観点から、遊休不動産を活用した新規事業に取り組む事業者の事業化に向けた支援を目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 別表第1項に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）について、同表第2項に掲げる者（以下「補助対象者」という。）であって、市税等の滞納が無いものに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3項に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第6条 本補助金の額は、1事業者当たり別表第4項に掲げる額を限度とする。

- 2 補助対象事業は本補助金の交付決定後に着手し、当該補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日までに完了しなければならない。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に別表第5項に掲げる率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）と別表第4項に掲げる補助限度額のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する14日前までに規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支計画書（様式第2号）
- (3) 箇所別計画書（様式第3号）
- (4) 鳥取市中心市街地活性化協議会確認書（様式第4号）（鳥取市中心市街地活性化協議会が実施する遊休不動産マッチング事業に伴う事業化の場合に限る。）
- (5) 補助対象経費が確認できる見積書の写し等
- (6) 対象建築物の写真
- (7) 空き家を所有又は賃借していることが確認できる登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等
- (8) 市税等納付状況確認同意書（様式第6号（法人の場合は様式第6号の2））
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して本補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 本補助金を交付することができないと認めたときの規則第7条第3項の通知は、鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金交付却下通知書（様式第5号）によるものとする。

(補助事業等の変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告等)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 事業収支決算書（様式第2号）
- (3) 箇所別報告書（様式第3号）
- (4) 支払いが確認できる領収書の写し等

(5) 事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの）等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告は、補助対象事業の完了後1月以内の日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（営業の継続）

第12条 本補助金の事業化支援の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5年間は、本補助金の交付に係る事業を継続して営まなければならない。

2 前項に定める期間内に当該事業を休止し、廃止（倒産の場合を除く。）し、又は著しくその内容を変更しようとするときは、市長と事前に協議し、同意を得なければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の交付申請から適用し、施行の日前に交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	遊休不動産等活用検討事業で検討された事業の事業化又は鳥取市中心市街地活性化協議会が実施する遊休不動産マッチング事業に伴う事業化
2 補助対象者	事業化を行う事業者又は遊休不動産の所有者
3 補助対象経費	事業化を行うための経費、建物の法適合費用、改修工事等に要する次に掲げる経費 ① 事業実施に係る経費（補助事業実施期間内において支出した賃借料（6月を上限とする。）及び広告宣伝費を対象とする。）ただし、事業者が申請する場合に限る。 ② 給排水設備、空調設備、電気設備及び内外装改修工事費用（テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電並びに造り付けではない家具及び棚等に要する費用は除く。） ③ 用途変更する際の法令適合に必要な経費 ④ 補助対象者が自ら施工する場合、材料の購入費用 ⑤ 設計等費用 ⑥ 家財道具等の撤去処分費用 ただし、⑤及び⑥に掲げる費用は②から④までに掲げる費用に附帯し、その合計額は②から④までに掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。
4 補助限度額	100万円／件
5 補助率	補助対象経費の2/3
6 補助要件	(1) 事業の対象となる遊休不動産は次のすべての要件を満たすこと。 ① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。 ② 原則として、交付申請時において建築基準法第9条第1項に基づき特定行政庁から措置を命じられていないこと。 ③ 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合することであること。ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営むものへの転用は補助対象外。 ④ 補助対象者が所有するものではない場合、所有者等から事業の実施について承諾を得たものであること。 (2) 国、県及び市の他の補助金の交付を受けていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）。 (3) 補助対象事業にあたっては、鳥取市内に本店、営業所等を有する事業者に施工させなければならない。

様式第1号（第8条、第11条関係）

年度 鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金
事業計画（報告）書

1 交付申請額の算出方法

（単位：円）

補助対象経費	補助金額	備考

（注） 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

2 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

【添付書類】

交付申請時

- （1） 様式第2号
- （2） 様式第3号
- （3） 様式第4号（鳥取市中心市街地活性化協議会が実施する遊休不動産マッチング事業に伴う事業化の場合に限る。）
- （4） 様式第6号又は様式第6号の2
- （5） 補助対象経費が確認できる見積書の写し等
- （6） 対象建築物の写真
- （7） 空き家を所有又は賃借していることが確認できる登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等

実績報告時

- （1） 様式第2号
- （2） 様式第3号
- （3） 支払いが確認できる領収書の写し等
- （4） 事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの）等

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
鳥取市補助金		鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金
自己負担		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
合 計		

様式第3号（第8条、第11条関係）

年度 鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金
箇所別計画（報告）書

- 1 補助対象者区分 ☐事業化を行う事業者 ☐遊休不動産の所有者
(いずれかに✓を入れてください)

2 事業化の概要

事業者名称		代表者名	
所在地	〒	電話番号 FAX 番号	
設立年月日		構成員数	
補助事業の 担当者名		組織の 特 徴	
このたびの 事業化の内容			
これまでの 主 な 活 動			
HPアドレス等			

2 対象建築物の概要

所在地			
建築年	年	構造	造
階数	階	延べ床面積	m ²
空き家期間※ ¹	年 箇月		
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
居住予定	☐ 有（入居予定日： 年 月 日） ☐ 無		
活用用途	現状（ ）→改修後（ ） ※（ ）内は建築基準法上の用途を記載すること		
備考			
◆用途変更の状況について、実績報告時に以下について記載すること			
用途変更の届 出※ ² 状況	☐ 用途変更の届出要（届出（予定）年月日： 年 月 日） ☐ 用途変更の届出不要 （届出が不要な場合で、建築基準法への適合を自ら確認したもの） ☐ 用途変更の届出不要 （建築基準法上の技術基準を「住宅」として取り扱う場合で特定行政庁との協議が完了しているもの）※協議書の写しを添付すること		

※¹ 不明確の場合は、確実に空き家であったことが確認できた期間を記載すること

※² 「用途変更の届出」とは、建築基準法第87条第1項の規定で準用する同法第7条第1項に規定する届出のことで、用途変更後の特殊建築物（旅館・ホテル・飲食店等）の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える場合に、建築主事に届け出ることをいう。

3 補助対象経費の内訳

(単位：円)

経費区分	細 目※ ¹	補助対象経費	小計	補助金額※ ²
① 事業実施に係る経費 ※事業者が申請する場合に限る。	賃借料			
	広告宣伝費			
② 改修工事費				
③ 法令適合費				
④ 原材料費				
⑤ 設計等費				
⑥ 家財道具等の撤去処分費				
合計				

※1 細目欄には経費区分ごとの内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※2 補助金額欄は補助額を記載すること。

※3 ⑤及び⑥に掲げる費用は②から④までに掲げる費用に附帯し、その合計額は②から④までに掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。

4 補助要件チェックリスト（交付申請時に以下について記載すること）

	補 助 要 件	チェック
建築物	国又は地方公共団体等が所有するものではないこと	☐ 適合
	交付申請時において建築基準法第9条第1項に基づき特定行政庁から措置を命じられていないこと。	☐ 適合
	住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること	☐ 適合
	補助対象者が所有するものではない場合、所有者等から事業の実施について承諾を得たものであること	所有区分 ☐ 所有者 ☐ 借主 (契約締結日： 年 月 日)
	※補助対象建築物は上記のすべての要件を満たすこと	

写真等、建物の様子がわかるもの

様式第4号（第8条関係）

鳥取市中心市街地活性化協議会確認書

		記入日	年	月	日
(1)事業化を行う事業者について	所在地：〒 名称： 代表者名： <事業化の内容について> <期待される効果について>				
(2)活用する遊休不動産について	所在地：〒				
(3)事業者とのマッチングに至った経緯について	<マッチングに至った経過について>				
事業化を行う事業者と遊休不動産とのマッチング経過については上記のとおりです。 鳥取市中心市街地活性化協議会 担当者名 印					

様式第5号（第9条関係）

鳥取市指令受 第 号
年 月 日

申請人 住 所
氏 名 様

鳥取市長 

年度 鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました、鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 決定内容 不適合
- 3 決定理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金の申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第 6 号の 2（第 8 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

㊞

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市リノベーション事業化推進事業補助金の申請に伴い、私の市税等（市税・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。